第6章

事故の状況

東京電力福島第一原子力発電所の事故の状況、事故発生直後の対応、及び廃炉に向けた取組について説明します。

東京電力福島第一原子力発電所事故において、いつ、どのようなことが起きていたのかを知ることができます。また、廃炉・汚染水・処理水対策など、現在の東京電力福島第一原子力発電所の状況を知ることができます。

福島第一原発 事故の状況

東日本大震災における被害状況

- ○平成23年3月11日(金)14:46に三陸沖でマグニチュード9.0の地震が発生。東北地方を中心に地震、津波等により大規模な被害。
- ○日本の観測史上最大規模の地震、世界的にも1900年以降、4番目の規模の地震となる。



2011年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする大地震があり、宮城県栗原市で震度7を観測しました。地震の規模を示すマグニチュード(M)は9.0で、記録が残る大正12年以降国内で最大、前年のチリ大地震(M8.8)に匹敵する世界最大級の地震になりました。

本資料への収録日:2013年3月31日

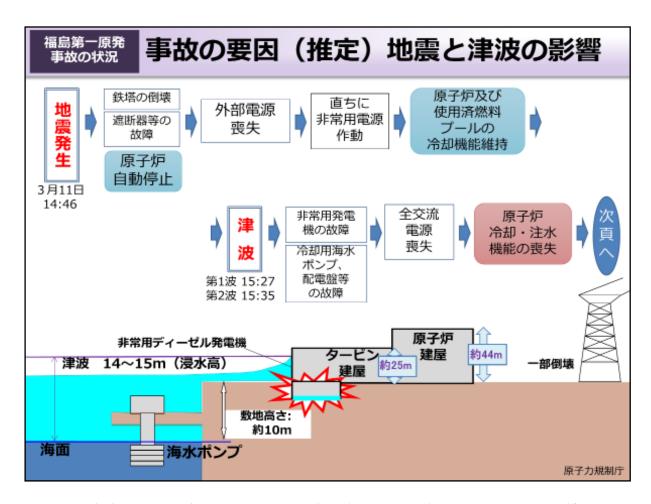


東京電力福島第一原子力発電所3号機(空撮)

(2011年3月16日撮影、東京電力提供)

地震当時、運転中であった東京電力福島第一原子力発電所の1~3号機は、地震とその後の津波により、その全てで交流電源が喪失し、冷却システムが停止したことから、原子炉が冷却できなくなり、最終的に燃料の溶融に至りました。燃料の溶融の過程で、水素ガスが発生し、原子炉建屋内にその水素ガスが滞留した1号機、3号機では、12日(1号機)と14日(3号機)に水素爆発が起こりました。また、3号機に隣接する4号機でも3号機から流れ込んだとみられる水素ガスにより水素爆発が発生しました。

本資料への収録日:2013年3月31日



地震発生直後、運転中であった東京電力福島第一原子力発電所の1~3号機は、全 ての原子炉が自動停止しました。

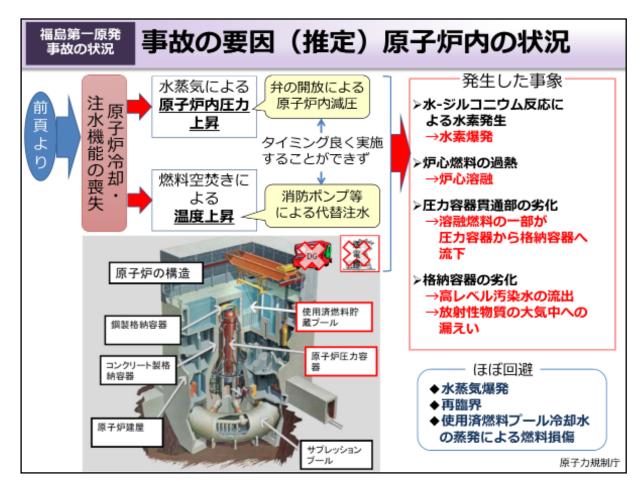
停止後のプラントにおいても、炉心の燃料の崩壊熱を除去する必要があります。東京電力福島第一原子力発電所では、送電鉄塔の倒壊等による外部電源喪失のため非常用ディーゼル発電機が自動起動し、通常の冷温停止に向けた手順が進められました。

しかし、その後の津波の襲来を受けて、起動した非常用ディーゼル発電機や配電盤等が被水・冠水し、6号機を除き全ての交流電源が喪失すると共に、冷却用の海水ポンプも機能を喪失しました。1号機では原子炉を冷却する機能が喪失しました。2号機及び3号機では交流電源がなくても駆動できる冷却設備(2号機:原子炉隔離時冷却系¹、3号機:原子炉隔離時冷却系と高圧注水系²)でしばらく原子炉を冷却していましたが、やがてこれらも停止して崩壊熱を冷却する手段を失うこととなりました。

こうした事態を受け、1~3号機では、消防ポンプ等を用いた代替注水を行うべく作業が進められましたが、津波の再来の恐れなどもあり、代替注水に切り替えるまでの間、炉心を冷却するための注水ができない状態が続きました。1号機では14時間程度、2号機は6時間半程度、3号機では6時間半程度、炉心への注水が停止していたとみられています。さらに、代替注水系には隠れたバイパスが多く、注入した水を効果的に炉心冷却に供することができず、炉心溶融に至りました。

RCIC: Reactor Core Isolation Cooling System
 HPCI: High Pressure Coolant Injection System

本資料への収録日:2013年3月31日



炉心への注水が停止したことによって原子炉水位が低下し、燃料が露出しました。 その結果、炉心燃料が過熱し炉心溶融が始まり、圧力容器の一部が損傷したと考えられます。溶融した燃料は圧力容器から格納容器内に漏れ出すと共に、燃料体から放出されたセシウムなどの放射性物質が格納容器内に漏えいしました。また、炉心損傷に伴う高温下において、燃料被覆管の金属(ジルコニウム)と水蒸気が反応して発生した水素が、蒸気と共に圧力容器の損傷部から格納容器内に漏えいしました。

格納容器においては、炉心損傷の影響により高温・高圧状態となり閉じ込め機能が 劣化し、格納容器の外に通じる配管貫通部等に隙間が生じました。こうした箇所から、 放射性物質が格納容器の外に漏えいし、環境に拡散していきました。また、燃料被覆 管の金属が水蒸気と反応して発生した水素は原子炉建屋に漏えい、滞留し、水素爆発 が発生したと考えられます。

また、冷却のために原子炉へ注水した水が圧力容器や格納容器から漏えいし、放射性物質を含んだ高レベル汚染水となり、原子炉建屋地下やタービン建屋地下に滞留し、さらにその一部は海洋へ流出しました。

圧力容器の損傷や格納容器の閉じ込め機能の劣化により放射性物質を含む蒸気が漏えいしたことに加えて、格納容器ベント等によって大気中に放射性物質が放出されました。

このような高レベル汚染水の海洋への流出や放射性物質の大気中への漏えいにより、放射性物質が環境中に漏えいすることになりました。

本資料への収録日:2013年3月31日

福島第一原発 事故の概要

原子力安全・保安院作成資料

事故発生直後の対応

時刻	内容	東京電力の対応	国(保安院)の対応
3/11 14:46	東北地方太平洋沖地震発生 (福島第一において震度6強)	福島第一1〜3号機 (地震により自動停止) 4〜6号機 (定期検査で停止中)	政府対策本部設置、緊急時対 応センターへ職員参集、現地 に職員をヘリコプターで派遣。
15:15			保安院プレス会見、モバイル 保安院による情報発信。
	津波第1波(高さ4m)が到達 津波第2波(高さ15m)が到達		
15:42	<u>î</u>	原災法10条通報(全交流電源喪失 1~5号機で起動していた非常用発 電機が津波により故障)	原子力災害警戒本部設置
16:36	震度5強以下の	原災法15条の事象と事業者が判断	
19:03	余震が数回発生		原子力緊急事態宣言の発出、 原子力災害対策本部設置
21:23			半径3km圏内住民避難指示、 10km圏内住民屋内退避
3/12 5:44			半径10km圈内住民避難指示
18:25			半径20km圏内住民避難指示

2011年3月11日午後7時03分、東京電力福島第一原子力発電所1、2号機で炉心を冷やす緊急炉心冷却システムが動かなくなったことから、政府は原子力災害対策特別措置法(原災法)に基づき原子力緊急事態宣言を発令し、原子力災害対策本部を設置しました。

政府は同日午後9時23分、原炎法に基づき、東京電力福島第一原子力発電所から 半径3km以内の住民に対して「避難指示」を、また半径3~10km以内の住民に「屋 内退避指示」を発令しました。

その後、政府は東京電力福島第一原子力発電所から半径3km以内としていた避難指示を半径10kmまで拡大して、10km圏の4町に滞在する5万1,207人を避難対象にしました。

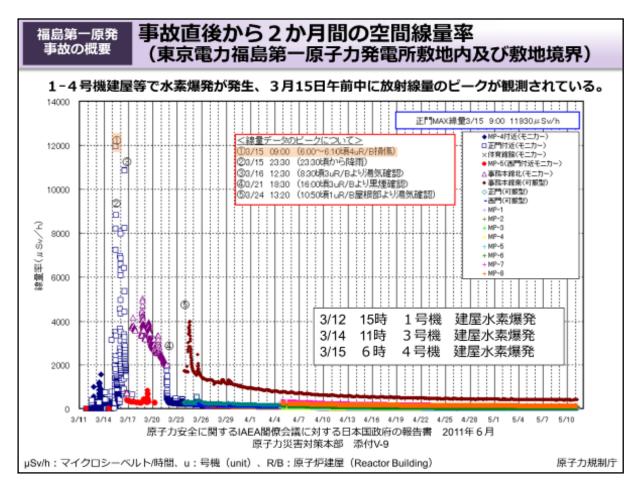
さらに、3月12日午後3時36分に東京電力福島第一原子力発電所1号機の原子炉建屋内で水素爆発が起こったため、避難指示対象をさらに広げて、東京電力福島第一原子力発電所から半径10kmを半径20kmに拡大しました。

(関連ページ:下巻P109「避難指示区域の設定について」、下巻P110「警戒区域、避難指示区域の設定及び解除について」)

本資料への収録日:2013年3月31日

改訂日:2019年3月31日

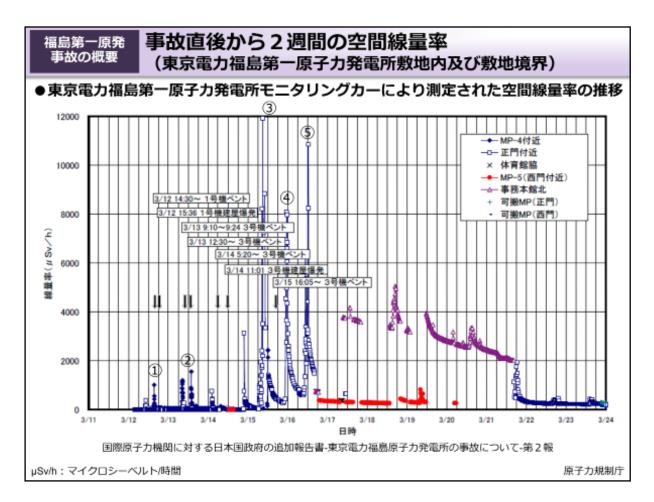
原子力規制庁



2011年3月12日の明け方に東京電力福島第一原子力発電所敷地内のモニタリングカーによる測定で空間線量率が上昇したことが判明し、地震後初めて、放射性物質の放出が明らかになりました。このとき、1号機では格納容器圧力が異常上昇した後、若干の圧力低下がみられたことから、格納容器からの放射性物質の漏えいがあり、大気中への放出があったものと推定されています。その後もベント操作や建屋爆発の影響により、空間線量率の一時的上昇が何度も観察されています。最も高い空間線量率が計測されたのは3月15日9時で、発電所正門付近のモニタリングカーが約12ミリシーベルト/時の数値を測定しています。

本資料への収録日:2013年3月31日

改訂日:2019年3月31日



今回の事故では、事象の進展に伴い、燃料が溶融、放射性物質が圧力容器から炉外に放出されました。格納容器ベント操作やさらに格納容器、原子炉建屋の損傷によって、放射性物質が炉心から空気中へ放出されることになりました。1号機のベント操作は、3月12日14時30分に格納容器の圧力が低下し、ベントが成功したと判断されています。その際、大気中に放出された放射性物質のプルームの影響で約1ミリシーベルト/時が観測されています(図中①)。翌13日にも明らかに空間線量率が上昇しました(図中②)が、これは3号機で原子炉水位が低下して、燃料が露出した後にベント操作をした影響と考えられています。3月15日9時には約12ミリシーベルト/時の数値が観測されました(図中③)が、同日早朝の6時頃に2号機で爆発音と共に圧力抑制室の圧力が低下していることから、この上昇の原因は2号機からの放射性物質の放出と考えられています。

3月15日23時と翌16日12時にも空間線量率の上昇が観測されています(図中④と ⑤)が、前者は3号機、後者は2号機において格納容器圧力の低下がみられていることから、それぞれ3号機及び2号機からの放射性物質の放出が原因と考えられています。

本資料への収録日:2013年3月31日

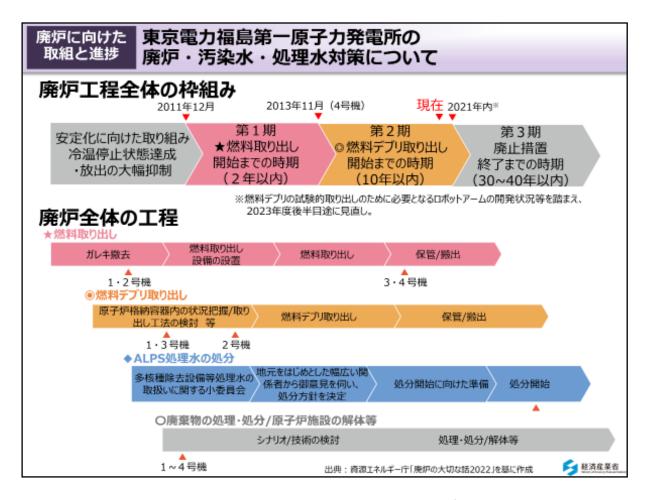
レベル 7 深刻な事故 6 大事故 5 統範囲な影響を伴う事故 4 引所的な影響を伴う事故 3	事故例 旧ソ連・チョルノービリ原発事故(1986年) 日本・東京電力福島第一原子力発電所事故(2011年) 2011年4月12日にレベリレ7と暫定評価 英国・ウインズケール原子炉事故(1957年) 米国・スリーマイル島発電所事故(1979年) 日本・JCO臨界事故(1999年) フランス・サンローラン発電所事故(1980年)
深刻な事故 6 大事故 5 広範囲な影響を伴う事故 4 引所的な影響を伴う事故	日本・東京電力福島第一原子力発電所事故 (2011年) 2011年4月12日にレベルフと暫定評価 英国・ウインズケール原子炉事故 (1957年) 米国・スリーマイル島発電所事故 (1979年) 日本・JCO臨界事故 (1999年)
大事故 5 広範囲な影響を伴う事故 4 引所的な影響を伴う事故	英国・ウインズケール原子炉事故 (1957年) 米国・スリーマイル島発電所事故 (1979年) 日本・JCO臨界事故 (1999年)
な範囲な影響を伴う事故 4 引所的な影響を伴う事故	米国・スリーマイル島発電所事故(1979年) 日本・JCO臨界事故(1999年)
局所的な影響を伴う事故	
2	
重大な異常事象	スペイン・バンデロス発電所火災事象(1989年)
2 異常事象	日本・美浜発電所 2 号機蒸気発生器伝熱管損傷事象 (1991年) 日本・大洗研究開発センター燃料研究棟における核燃料物質の飛 散による作業員の被ばく (2017年)
1 逸脱	日本・「もんじゅ」ナトリウム漏れ事故(1995年) 日本・敦賀発電所2号機1次冷却材漏れ(1999年) 日本・浜岡発電所1号機余熱除去系配管破断(2001年) 日本・美浜原子力発電所3号機2次系配管破損事故(2004年)
0 尺度未満	(安全上重要ではない事象)
評価対象外	(安全に関係しない事象)
A	異常事象 1 逸脱 0 尺度未満

INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)とは、原子力発電所等の事故・トラブルについて、それが安全上どの程度のものかを表す国際的な指標です。

東京電力福島第一原子力発電所事故のINES評価はチョルノービリ原発事故と同じレベル7 (放射線影響としてヨウ素131と等価となるように換算した値として数万テラBq (10¹⁶Bqのオーダー)を超える値)に相当すると評価されています。

(関連ページ:上巻P28 「国際原子力事象評価尺度」)

本資料への収録日:2013年3月31日



東京電力福島第一原子力発電所では、廃炉に向けた取組が続けられており、2011 年12月にすべての号機で冷温停止状態を達成して以降、現在まで安定した状態を維持しています。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は、世界にも前例のない困難な事業であり、国も前面に立って、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(中長期ロードマップ)に基づき、安全かつ着実に対策を進めることにしています。主な作業として、使用済燃料プールからの燃料取り出し、燃料デブリ取り出し、汚染水対策、ALPS処理水の処分、廃棄物の処理・処分/原子炉施設の解体等に向けた取組を進めています。

2019年12月に、中長期ロードマップを改訂し、初号機の燃料デブリの取り出し方法を確定しました。まずは2号機で試験的取り出しに着手し、その後、段階的に取り出し規模を拡大していく計画です。2041 ~ 2051年までの廃止措置完了の目標に向け、引き続き、安全を最優先に、廃炉作業を進めていきます¹。

1. 燃料デブリの試験的取り出しのために必要となるロボットアームの開発状況等を踏まえ、2023年度後半目途に見直し。

本資料への収録日:2018年2月28日

組織と役割について

国内外の叡智を結集するとともに、地元企業等とも協力しながら廃炉が進められています。



廃炉を進めるに当たっては、政府が方針(「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」)を定め、原子力規制委員会の監視・審査の下で、東京電力が廃炉の着実な実施を行う体制が構築されています。また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構(NDF)は、東京電力や政府に対して技術助言を行うとともに、積立金制度による廃炉費用の管理を行っています。

廃炉は世界にも前例がない取組です。国や東京電力だけでなく、国内外の叡智を結集させるため、様々な大学や技術研究組合国際廃炉研究開発機構(IRID)、日本原子力研究開発機構(JAEA)等の研究開発機関や海外企業などが共同で取組を進めています。また、廃炉で培った技術力等をもとに、地域が活性化し、福島の復興と廃炉が両輪として進んでいくことを目指して、地元企業など地域の皆様にも協力いただきながら廃炉を進めています。

本資料への収録日:2022年3月31日

廃炉に関する取組の進捗

各号機の状況

○各号機ごとに状況が異なるため、対策の実施方法や進捗状況は様々。



※5号機、6号機に事故は発生していないが、燃料取り出しなどの作業を順次行っていく。

燃料デブリ取り出しの今後の計画

○2号機から試験的取り出しを開始し、段階的に規模を拡大。





<使用済燃料プールからの燃料取り出しについて>

使用済燃料プールからの燃料取り出しについて、4号機では2014年12月に、3号機では2021年2月に全ての燃料の取り出しを無事に完了しました。これにより、使用済燃料が冷却できずに崩壊することによる、放射性物質放出のリスクが大幅に低減されました。

現在、1、2号機では、燃料取り出しに向けて、1号機においては、ガレキ撤去時のダスト飛散を一層抑制するための大型カバーの設置、2号機においては、燃料取り出し構台の設置に係る作業など、安全を最優先に準備作業を進めています。

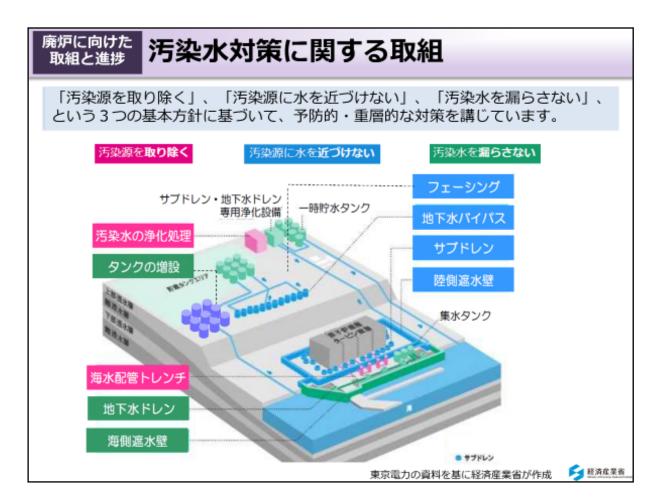
<燃料デブリの取り出しについて>

まずは2号機で試験的取り出しに着手し、その後、段階的に取り出し規模を拡大していく計画です¹。

これまでも最先端の技術を用いて開発したロボット等による内部調査を行ってきましたが、引き続き、格納容器内部調査や燃料デブリ取り出しに必要な技術(ロボットアーム等)や、燃料デブリの性状分析、放射性物質を閉じ込めるためのシステムの開発を進めます。

1. 燃料デブリの試験的取り出しのために必要となるロボットアームの開発状況等を踏まえ、2023年度後半目途に見直し。

本資料への収録日:2018年2月28日



放射性物質を含む汚染水の取扱いについては、3つの基本方針で取り組んでいます。

- <基本方針1. 汚染源を取り除く>
 - ①汚染水から62核種の放射性物質を除く浄化処理を行う。
 - ②トレンチ等に残存する高濃度汚染水を除去する。

<基本方針2. 汚染源に水を近づけない>

- ①建屋山側で地下水をくみ上げ、建屋近傍への流入を抑制する。
- ②建屋近傍の井戸(サブドレン)で地下水をくみ上げ、地下水位を下げ、建屋への流入を防ぐ。
- ③建屋周りに凍土壁を設けて、地下水の建屋への流入を抑制する。
- ④敷地舗装(フェーシング)による雨水の土壌浸透を押さえる。

<基本方針3. 汚染水を漏らさない>

- ①海側に鋼管製の遮水壁を設けて、放射性物質を含む地下水の海洋への流出を低減する。
- ②海側に地下水ドレンを設けて、地下水をくみ上げ、海洋への流出を低減する。
- ③ALPS等で浄化処理した水を安全に保管するため、貯蔵タンクについて、より漏洩リスクの低い溶接タンクでの貯蔵を実施する。

以上の基本方針で、次の成果が得られています。

- 汚染水発生量が約540 m³/日(2014年5月)から約90 m³/日(2022年度)まで減少。
- 1~3号機の原子炉建屋等を除く、建屋内の滞留水の処理を完了し、中長期ロードマップに定める目標を達成。
- ・ 港湾内の放射性物質の濃度が大幅に低減。

本資料への収録日:2018年2月28日

廃炉に向けた 「ALPS処理水」とは ~汚染水の浄化処理~ 取組と進捗 ■ 事故で発生した放射性物質を含む汚染水を多核種除去設備(ALPS: Advanced) Liquid Processing System) 等により、トリチウム以外の放射性物質を環境放出の 際の規制基準を満たすまで浄化処理した水を「ALPS処理水」という。 分離した淡水を冷却水として利用 セシウム、ストロンチ 燃料デブリ 淡水を分離 汚染水 ウムを浄化処理 ターピン 建屋 原子炉建屋 地下水 キュリオン 淡水化装置 トリチウム以外の放射性物質について トリチウム以外の 環境放出の際の規制基準を満たすもの ALPS 62種類の放射性物質を浄化処理 処理水 前処理設備 トリチウム以外の (沈殿処理) 放射性物質について 環境放出の際の ALPS又は 規制基準を 逆浸透膜装置に 吸着塔 満たさないもの 多核種除去設備 よる二次処理 (ALPS) (出典) 資源エネルギー庁「汚染水処理で発生する廃棄物「スラリー」とは?なぜ発生する?どのように保管されている?」 経済産業省 (https://www.enecho.meti.go.ip/about/special/johoteikyo/osensuitaisaku slurry.html) 等に基づき作成

「ALPS処理水」とは、東京電力福島第一原子力発電所で発生した汚染水を多核種除去設備 (ALPS: Advanced Liquid Processing System) 等によりトリチウム以外の放射性物質を環境放出の際の規制基準を満たすまで浄化処理した水のことです。

東京電力福島第一原子力発電所では、原子炉の内部に残る、溶けて固まった燃料(燃料デブリ)を冷却するために水をかけ続けていること、雨水や地下水が原子炉建屋内に流入することなどにより、高い濃度の放射性物質を含んだ汚染水が発生しています。

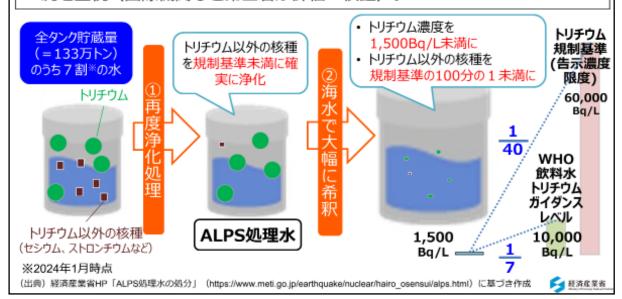
発生した汚染水に対しては、そのリスクを下げるために、いくつかの設備を使用して放射性物質を除去する浄化処理がおこなわれます。まず、汚染水は「サリー」や「キュリオン」という装置に通されて、セシウムやストロンチウムが浄化処理されます。次に、淡水化装置を経て淡水が分離され、その淡水は原子炉の冷却水として使用されます。濃縮された水は、ALPSによりトリチウム以外の62種類の放射性物質が規制基準を下回るまで浄化処理されます。ALPSでは、セシウム、ストロンチウム、ヨウ素、コバルトなどの放射性核種を、薬液によって沈殿処理したり、活性炭・吸着材で吸着したりして、浄化処理することができます。繰り返しALPS処理することによりほとんどの放射性物質は取り除かれますが、水素の放射性同位体である「トリチウム」は水分子の一部になって存在しているため、ALPS等の処理で取り除くことができません。

こうして処理された水は、東京電力福島第一原子力発電所内に設置されたタンクに貯蔵されています。しかし、過去に発生した浄化装置の不具合や、汚染水が周辺地域に与える影響を急ぎ低減させるための処理量を優先した浄化処理等が原因で、2024年1月時点で、タンクに貯蔵されている水の約7割には、トリチウム以外にも規制基準値以上の放射性物質が残っています。この約7割の水に対しては、環境放出の際の規制基準を満たす「ALPS処理水」とするために、再度ALPS又は逆浸透膜装置を使った浄化処理、つまり二次処理が行われます(関連ページ:下巻P14「タンクに保管されている水の処理方法」)。

本資料への収録日:2022年3月31日

タンクに保管されている水の処理方法

- ①トリチウム以外の核種の再浄化、②海水により100倍以上に希釈することにより、処理水に含まれる放射性物質の放射能濃度を、規制基準を大幅に下回るレベルにする。
- その上で、東京電力福島第一原子力発電所から海洋に放出。放出前後の状況を監視(国際機関など第三者が評価・検証)。



2021年4月13日、政府は、トリチウム以外の核種について「環境に放出する場合の規制基準」を満たした水を「ALPS処理水」と定義し、この処理水について海洋放出により処分する基本方針を公表しました。その後、2023年8月22日、同基本方針で示した海洋放出を開始することとし、同年8月24日から、ALPS処理水の海洋放出が開始されました。同基本方針では、「ALPS処理水」は、トリチウムの濃度を1,500Bq/L未満とするために海水で100倍以上に希釈した上で海洋に放出することとしています。この1,500Bq/Lという値は、稼働中の原子力発電所等に対しても適用されているトリチウムの規制基準(告示濃度限度)の40分の1です。また、世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、飲料水に含まれるトリチウムの指標(ガイダンスレベル)の7分の1程度です。なお、ALPS処理水を希釈することにより、トリチウム以外の核種も「環境に放出する場合の規制基準」(告示濃度比総和)の100分の1未満まで希釈されることとなります。(関連ページ:下巻P15「放射性物質を環境へ放出する場合の規制基準」)

事故後、多核種除去設備(ALPS)等で処理された水は、東京電力福島第一原子力発電所内に設置されたタンクに貯蔵されています。しかし、2024年1月時点で、タンクに保管されている水の約7割には、トリチウム以外の放射性物質(核種)も「環境に放出する場合の規制基準」を超える濃度で含まれています。この水はすなわち「ALPS処理水」の定義を満たしていません。その理由としては、ALPSを運用し始めた2013年頃は、①ALPSの浄化性能が劣っていたこと、②大量の汚染水が発生していたことから、放射線リスクをできるだけ早く低減させるため「敷地内で保管する場合の規制基準」をまず満たすことを重視して作業を進めたことなどが挙げられます。

そこで、基本方針に沿って海洋放出する際には、「敷地内で保管する場合の規制基準」よりもさらに厳しい「環境に放出する場合の規制基準」を満たすように、再度ALPS又は逆浸透膜装置を使った浄化処理(二次処理)が行われます。2020年9月より東京電力ホールディングス株式会社が実施した二次処理の性能試験において、トリチウム以外の核種については「環境に放出する場合の規制基準」未満まで浄化できることが確認されています。

本資料への収録日:2022年3月31日

放射性物質を環境へ放出する場合の規制基準

- 規制基準は、事故を起こした炉か通常の原子炉かを問わず、含まれるすべての核種の放射線影響の合計で判断(核種や個数ではなく、ヒトへの影響に換算した合計値で判断)。
- 東京電力福島第一原子力発電所の汚染水には事故炉特有の放射性物質(セシウム、ストロンチウムなど)も存在するが、これらは多核種除去設備(ALPS)等により規制基準以下になるまで確実に除去される。

<放射性物質を環境へ放出する場合の基準「告示濃度比総和」の考え方> 11 リットルの水 告示濃度比 0.5 「告示濃度限度90Bq/L」の核種A 45Bq ⇒ 「告示濃度限度30Bq/L」の核種B 9Bq \Rightarrow 告示濃度比 0.3 を含む 規制基準を満たすた その他の核種(核種C+核種D+核種E) ⇒ 告示濃度比の和 0.1 めには、告示濃度比 総和が「1」を下回 グラフに 0 0.1 0.2 0.3 0.4 0.5 0.6 0.7 0.8 0.9 (1 る必要がある。 すると 核種Bの告示濃度比 その他の核種の 告示濃度比総和 核種Aの告示濃度比 0.5 0.3 告示濃度比: 0.1 (参考) 多核種除去設備等による再浄化の性能試験の結果(告示濃度比総和と主な核種の告示濃度比)

		コノジレト60	セシウム 137	ストロンチ ウム90	ヨウ素129	その他核種	トリチウム以外の 核種の合計値 (告示濃度比総和)	•	トリチウムを含む すべての放射性物質の 告示濃度比を1未満に するためさらに100倍
4	告示濃度比	0.0017	0.0021	0.0012	0.13	0.215	0.35		以上に希釈

(三海) 自憲エネルギー庁「安全・空心を第一に取り組む、運需の"内国水"対策を動性物質の機能基準はどうなっているの?」 https://www.anacto.meti.go.jp/idout/special/johotekyc/osensutaisaku04.html 、 「「国際と規定」に同じて進む、必要をの安全・空心を通うを~ 「この運動」と認恵水が満日(そのかの格理)とは?」 https://www.anacto.meti.go.jp/idout/special/johotekyc/osensutaisaku04.html 、 実現のカホールディングス(多格保護を設備等機関を分)の必要性性保管経過機の対策について」に基づき作成

日本の原子力発電所等からの環境中に放出される液体・気体廃棄物に含まれる放射性物質の規制基準は、国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告に基づき、放出される放射性物質による追加的な公衆被ばく線量(人体に与える影響)を、年間で1mSv未満にすることを基本に定められています。具体的には、1種類の放射性物質が含まれる水を、生まれてから70歳になるまで毎日約2リットル飲み続けた場合に、平均の線量率が1年あたり1mSvに達する濃度が限度として定められています。この放射性物質ごとの濃度の限度は「告示濃度限度」と呼ばれています。

一般的に、原子力発電所等からの液体・気体廃棄物には複数の放射性物質が含まれています。そこで、複数の放射性物質の影響が考えられる場合には、廃棄物中に含まれるすべての放射性物質による影響を総合して「告示濃度比総和」という考え方が用いられ、この告示濃度比総和が「1」を下回るように規制がおこなわれます。

「ALPS処理水」の処分に当たっては、他の稼働中の原子力発電所等と同様に「告示濃度比総和」が「1」未満になっているかどうかが確認されます。事故を起こした原子炉特有の放射性物質(セシウム、ストロンチウムなど)も含むトリチウム以外の放射性物質は規制基準未満となるように多核種除去設備(ALPS)等により濃度を低減する処理がおこなわれます(2023年8月24日に放出を開始したALPS処理水については、トリチウム以外の核種についての「告示濃度比総和」は「0.28」となりました)。

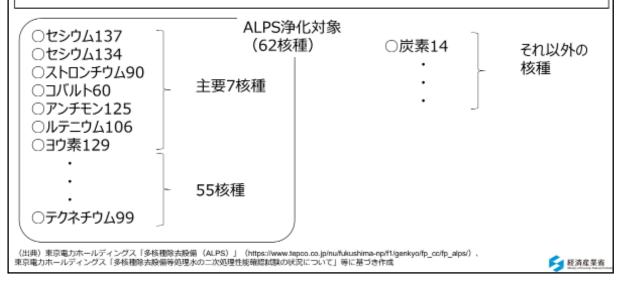
また、ALPS等で取り除くことが難しいトリチウムについても、それ自身を含むすべての放射性物質の告示濃度比を1未満にするために、濃度を下げるための希釈(海水で100倍以上に希釈)がおこなわれます。これは、「ALPS処理水」中の規制基準以下のトリチウム以外の核種をさらに100倍以上に希釈することにもつながるため、より安全性を確保できるようになります。

なお、「ALPS処理水」を希釈して海洋に放出した場合の1年間の放射線影響は、1年間に日本人が自然放射線から受ける影響(2.1mSv)の約100万分の1~約7万分の1となると評価されています(2023年2月時点の評価結果)(関連ページ:下巻P18「『ALPS処理水』の海洋放出に関する放射線の影響評価」)。

本資料への収録日:2022年3月31日

トリチウム以外の核種

- 東京電力福島第一原子力発電所で発生する汚染水には、トリチウムの他、 通常の原子力発電所の排水ではほとんど検出されない、セシウム137、ストロンチウム90等の放射性物質が含まれる。
- このうち、それぞれの核種毎に定められた規制基準に比して一定以上含まれる可能性があると考えられる62核種については、多核種除去設備 (ALPS)により、規制基準未満となるまで浄化される。



東京電力福島第一原子力発電所で発生する汚染水には、トリチウムの他、セシウム137、ストロンチウム90、ヨウ素などの放射性物質が含まれます。これらの放射性物質は、通常の原子力発電所では燃料棒の中にとどまっており、その排水からはほとんど検出されません(関連ページ:上巻P30「原子炉内の生成物」)。

これらの放射性物質については、海洋放出に先立ち、多核種除去設備(ALPS)等により、規制基準未満となるまで浄化処理され、更にトリチウムに併せて少なくとも100倍以上に希釈されます。こうした処理を行うことにより、実際の放出時には規制基準値の100分の1未満となります。

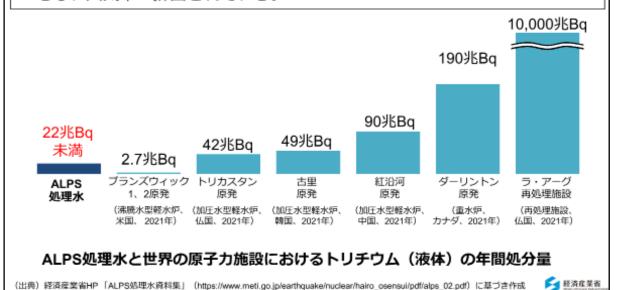
なお、ALPS等による浄化処理後の「ALPS処理水」では、希釈前の段階で、トリチウム以外の核種の多くは、検出限界値未満となります。セシウム134/137、コバルト60、ルテニウム106、アンチモン125、ストロンチウム90、ヨウ素129、テクネチウム99、炭素14などが検出される可能性はありますが、いずれも規制基準値未満です。

他方、日本の原子力発電所等からの環境中に放出される液体・気体廃棄物に含まれる放射性物質の規制基準は、どんな核種が含まれるかではなく、廃棄物に含まれるすべての放射性物質による影響を総合して考えられており、これらが検出されたとしても、人体や環境への影響に問題が生じるものではありません。また、国内外の原発・再処理施設でも、各国の法令を遵守した上で、放射性物質を含む廃棄物が、海洋や河川等へ、また、換気等にともない大気中へ排出されています。

本資料への収録日:2022年3月31日

トリチウムの年間処分量 ~海外との比較~

- 「ALPS処理水」の処分時のトリチウムの総量の水準は、年間22兆ベクレルを下回るレベル(事故前の管理目標)。
- トリチウムは、国内外の原子力発電所・再処理施設においても、各国の法令を遵守した上で、液体廃棄物として海洋や河川等へ、また、換気等にともない大気中へ排出されている。



「ALPS処理水」を海洋放出するにあたり、放出するトリチウムの年間の総量は、事故前の福島第一原発の放出管理値(年間22兆Bg)を下回る水準とする方針です。

トリチウムは、国内外の原発・再処理施設においても発生しており、各国の法令を 遵守した上で、液体廃棄物として海洋や河川等へ、また、換気等にともない大気中へ 排出されています。

上のグラフにも示すように、「ALPS処理水」の処分時に放出するトリチウムの年間総量22兆Bq未満という量は、海外の多くの原子力発電所等からの放出量と比べても低い水準です。

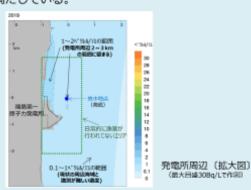
本資料への収録日:2022年3月31日

^{麻炉に向けた} 「ALPS処理水」の海洋放出に関する ^{取組と進捗} 放射線の影響評価

- ■「ALPS処理水」の海洋放出に当たっては、希釈の実施に加えて、放射性物質の拡散や人及び環境への放射線影響についての科学的な評価を実施。
- IAEAや原子力規制委員会の意見を踏まえて内容を適宜見直し。

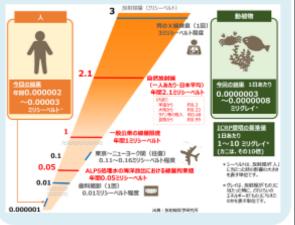
拡散シミュレーション結果

- 現状の周辺海域の海水に含まれるトリチウム濃度 (0.1~1 Bq/L) よりも濃度が高くなると評価され た範囲は、発電所周辺の2~3 kmの範囲に留まる。
- この海域であっても、日本におけるトリチウムの 規制基準値やWHOの飲料水ガイドラインを十分に 満たしている。



公衆の被ばく評価

 人への影響は、日本人が自然放射線から受ける 影響(年間2.1mSv)の約100万分の1~約7万 分の1となる。



(出共)東京電力ホールディングス株式会社「多核経験去設備等処理水(ALPS処理水)の海洋放出に係る放射線環境影響評価報告書(建設段路)について」(2023年5月) (https://www.lepco.co.jp/decommission/progress/waterheatment/images/ria 2021/12) edf) に基づき作成



東京電力ホールディングス株式会社は、政府が2021年4月に公表した基本方針に則った形で「ALPS処理水」の海洋放出を行った場合の放射線環境影響を、国際的に認知された手法(国際原子力機関(IAEA)安全基準文書、国際放射線防護委員会(ICRP)勧告等)に従って評価を行いました。評価については、パブリックコメント手続きで国内外から寄せられた意見やIAEAによるレビューにおける指摘、原子力規制委員会との議論を踏まえた見直しが行われました。その結果、人及び環境への影響は軽微であることが示されました。

- ■海洋における拡散シミュレーション結果(2019年の気象・海象データを使用。年平均)
 - 現状の周辺海域の海水に含まれるトリチウム濃度 $(0.1 \sim 1 \, \text{Bg/L})$ よりも濃度が高くなると評価された範囲は、発電所周辺の $2 \sim 3 \, \text{km}$ の範囲に留まる。
 - ・放出口の付近では、トリチウム濃度が30Bq/L程度を示す箇所も見られたが、その周辺で速やかに濃度が低下する。なお、トリチウム濃度が30Bq/Lであっても、世界保健機関 (WHO)の飲料水ガイドラインの1万Bq/Lを大幅に下回る。
- ■人・動植物への放射線環境影響評価の結果(2023年2月時点の評価結果)
 - 人への影響は、日本人が自然放射線から受ける影響(年間2.1mSv)の約100万分の1~ 約7万分の1となる。
 - •動植物(扁平魚・カニ・褐藻類)への影響は、ICRPが提唱する生物に影響が生じ得るとされる基準値の約300万分の1~約100万分の1となった(カニでは約3000万分の1~約1000万分の1)。

(出典)東京電力ホールディングス株式会社「多核種除去設備等処理水(ALPS処理水)の海洋放出に係る放射線環境影響評価報告書(建設段階・改訂版)」(2023年2月)に基づき作成 https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/pdf1/230220j0701.pdf#page=316

本資料への収録日:2022年3月31日

「ALPS処理水」に係る海域モニタリング

【拡大図(半径3km)】

- 放出開始前の2022年度から、関係省庁や地方公共団体、原子力事業者等によりALPS処理水に係る海域モニタリングを開始。2023年8月の放出開始直後は、測定頻度や地点を増加するなど体制を強化・拡充して実施。
- IAEAの支援により分析の信頼性を確保。
- 2023年12月時点では、海域モニタリングにおいて、トリチウム濃度は十分低い水準と確認されており、人や環境に 影響は無い。

<ALPS処理水に係る海水・水生生物・水産物のモニタリング>

2023年度モニタリング計画抜粋(放出直後)

【海水(環境省・原子力規制委員会実施分)】

- ① トリチウムの精密分析
- 年4回を基本として測定
- 放出開始後当分の間は、3測点で追加的に月1回測定
- 放水口近傍の海水浴場6箇所でも測定
- ② トリチウムの迅速分析
- ・放出開始後当分の間、11測点で週1回測定
- ③ トリチウム以外の分析
- ・トリチウム以外の関連核種も年4回を基本として測定
- 放出開始後当分の間は、3測点で追加的に週1回測定

【水生生物(環境省実施分)】

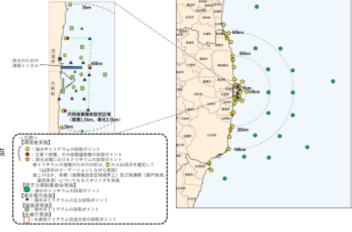
- 金額
- 通常漁業が行われる海域のうち最も放水口に近い3測点で採取した魚類を測定
- トリチウム及び炭素14を年4回測定

② 海藻類

- 放水口近傍の漁港2箇所で採取した海藻類を測定
- ヨウ素129を年4回測定

【水産物(水産庁実施分)】

約380検体/年でトリチウムを測定



【広域図】

関係機関の海洋環境モニタリング採取ポイント

出典)モニタリング調整会議「総合モニタリング計画(令和5年3月16日改定)」(https://radicactivity.nra.go.jp/ja/contents/18000/17175/25/204_01_20290317.pdf)、環境省HP「環境省のモニタリング実施状況」(https://www.anv.go.jp/content/000183685.pdf)、原子力規制委員会「ALPS処理水海洋放出に係る海域モニタリング」
(https://www.nra.go.jp/data/000457798.pdf)に基づき作成

ALPS処理水の海洋放出にあたり、安全性の確保と風評対策を徹底する観点から、政府等の関係機関は海域のモニタリングを実施しています。このモニタリングは、IAEAの支援を得て分析能力の信頼性を確保して実施しています。

放出開始前の2022年度からモニタリングを開始し、放出開始後にはモニタリング体制を強化・拡充して実施しました。具体的には、測定頻度や測定地点を増加するとともに、従来の精密分析に加え迅速に結果が出る迅速分析を実施することとしました。

なお、東京電力は、モニタリングにより放射性物質の濃度が放出停止判断レベルを超える等の事象が発生した場合には、東京電力が策定した実施計画に基づき直ちに放出を中断することを含め、適切な対応をとることとしています。

関係省庁等で実施しているトリチウム等に係るモニタリングの結果は、「ALPS処理水に係る海域モニタリング情報」に掲載されています。今後も、国内外に対し、透明性高く、分かりやすい情報発信に取り組んでいきます。

ALPS処理水に係る海域モニタリング情報

https://shorisui-monitoring.env.go.jp/

(出典)

- モニタリング調整会議「総合モニタリング計画(令和5年3月16日改定)」、 https://radioactivity.nra.go.jp/ja/contents/18000/17175/25/204_01_20230317.pdf
- ・環境省HP「環境省のモニタリング実施状況」、

https://www.env.go.jp/content/000183685.pdf

・原子力規制委員会「ALPS処理水海洋放出に係る海域モニタリング」、

https://www.nra.go.jp/data/000457798.pdf

に基づき作成

本資料への収録日:2024年3月31日

「ALPS処理水」放出におけるIAEAの関与

- IAEAは原子力分野について専門的な知識を持った国連の関連機関という専門的な立 場から第三者としてレビュー(検証)を実施
- ALPS処理水の海洋放出は「国際安全基準に合致」し、「人及び環境に対する放射 線影響は無視できる程度」とする包括報告書を2023年7月4日に公表
- 放出前のレビューだけではなく、放出中・放出後についても長年にわたってALPS 処理水の海洋放出の安全性確保に関与

2021年7月

日本政府とIAEAはALPS処理水安全性 **レビュー**に関するTOR(付託事項)に

2022年2月以降

関係機関へのレビュー ミッション実施

(2023年6月までに計5回実施)

2023年7月

- IAEA包括報告書を発表
- 福島第一原子力発電所に専門 事務所を開設

2021年9月以降

タスクフォース会合開催 (2023年6月までに計12回実施)

2022年4月以降

各種報告書の公表 (2023年6月までに6本の報告書を公表)

レビューの概要

- ① ALPS処理水の安全性(東京電力、経済産業省対応) ⇒ 2回のレビューミッション、2本の報告書
- ② 規制プロセスの妥当性(原子力規制委員会対応) ⇒ 2回のレビューミッション、2本の報告書
- ③ 独立したサンプリング・裏付け分析(東京電力、関係省庁対応) ⇒ 3回の分析、2本の報告書

IAEAの今後の関与

- 放出に関するデータをリアルタイムで 国際社会に提供
- 追加のレビューやモニタリングを継続 し、国際社会に透明性と安心を提供

(出典) IAEA「ALPS処理水の放出に関するIAEA安全性レ ユーのタイムライン」

(https://www.iaea.org/interactive/timeline/105298) 経済産業省「IAEA包括報告書 国際機関によるALPS処理水 海洋放出の安全性確認」

(https://www.meti.go.jp/earthquake/n hirou_alps/reports/02/) に基づき作成

ALPS処理水の処分に関して、日本政府は国際原子力機関(IAEA)の国際安全基準に準拠して安全かつ透明性の高い方法で ALPS処理水の放出を実施できるように、IAEAに対してALPS処理水の放出に関する計画や活動をレビューするよう支援を要請 しています。IAEAは日本からの要請を受け入れて、今後数十年にわたるALPS処理水の放出がIAEAの国際安全基準に適合して 行われているかどうかの技術的なレビューを実施します。安全性に関する主要な要素を十分に確保するために、以下の主要な3 つの項目で構成されます。

- 1. ALPS処理水の性状や放出計画などについて、「安全性」の面に特化して集中的に評価する。
- 2. 安全規制をおこなう主体である「原子力規制委員会」の対応を確認する。
- 3. ALPS処理水と環境中の放射性物質のモニタリングを独立した立場において実施することで、日本の公表データを裏付け

IAEAは、2022年2月から2023年6月まで複数回のレビューミッションを実施し、進捗報告を目的とした報告書を公表してき ました。タスクフォースからの指摘事項に基づき、東京電力は実施計画や人及び環境への放射線影響評価報告書を見直し、内容 の一層の充実を図りました。

そして2023年7月に包括報告書を公表し、その中でALPS処理水の海洋放出は「国際安全基準に合致している」、「人及び環境 に対する放射線影響は無視できる程度」との結論を述べています(下巻P21「『ALPS処理水』の安全性に関するIAEA包括報告 書」)。包括報告書では、

- ・東京電力福島第一原子力発電所での活動を継続し、放出に関するデータをリアルタイムで国際社会に提供していく。
- ・追加のレビューやモニタリングを継続し、国際社会に透明性と安心を提供する。

と言及されており、今まで実施してきた放出前のレビューだけではなく、放出中・放出後についても長年にわたってALPS処 理水の海洋放出の安全性確保にコミットするとしています。

IAEAによる報告書は以下のウェブサイトで公開されています。

IAEA Fukushima Daiichi ALPS Treated Water Discharge - Reports

https://www.iaea.org/topics/response/fukushima-daiichi-nuclear-accident/fukushima-daiichi-alps-treatedwater-discharge/reports

(出典)

- ・経済産業省「IAEAがALPS処理水海洋放出の安全性を確認」(2023年)、https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/ shirou alps/reports/02/
- ・経済産業省「IAEAは2月に行われた東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の安全性に関するレビューについて報告書を公表しまし た」(2022年4月) https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220429002/20220429002.html

に基づき作成

本資料への収録日:2024年3月31日

「ALPS処理水」の安全性に関するIAEA包括報告書

- ALPS処理水の海洋放出が国際安全基準に適合しているかを評価するため、IAEAが 放出開始前に技術的レビュー(計5回)を実施
- レビューでは東京電力による放射線環境影響評価の検証や、IAEA以外の第三者分析機関※も交えた分析機関間比較(ILC)によるデータの正確性確認を実施
- 2023年7月に公表された包括報告書では「ALPS処理水の海洋放出に伴う人及び環境への放射線影響は無視できるほど」と評価

※韓国、フランス、米国、スイスの分析機関が参加

レビュー項目	主なレビュー結果
人と環境への放射 線影響	 放射線環境影響評価は国際基準に適合して実施されている 国際水域は海洋放出の影響を受けないため、越境影響は無視できるほど
放出制御の設備・ プロセスの健全性	海洋放出を制御するシステムとプロセスは堅固である緊急遮断弁や放射線検出器などが重層的にシステムに組み込まれている
規制による管理と 認可	原子力規制委員会は独立した規制機関として、安全に関する適切な法的・規制の枠組みを制定・実施している
分析/ソース・環 境モニタリング	日本政府と東京電力のモニタリング活動は国際安全基準に適合している東京電力は適切で精密な分析を実施する能力と持続可能で堅固な分析体制を有する

(出典) 経済産業省「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」 (https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensul/shirou_alps/reports/02/) に基づき作成



IAEAは日本政府の要請を受けて、2022年2月以降に、「①ALPS処理水の安全性」、「②規制プロセスの妥当性」、「③独立したサンプリング・裏付け分析」の各観点でレビューを実施しました。これらの結果は2022年4月以降に報告書として公開され、さらに、2023年7月4日にはレビューを総括する「包括報告書」が公開されました。なお、レビューにはIAEAの専門家に加え、11か国から国際専門家が参加しました。

①に関するレビューでは、東京電力が実施した放射線環境影響評価を含む8つの技術的事項について、東京電力と経済産業省から提供された情報の検証が行われました。②に関するレビューでは、原子力規制委員会が実施する審査・検査内容の確認が行われました。③に関するレビューでは、ALPS処理水と環境中の放射性物質のモニタリングを独立した立場で実施し、日本の公表データの検証が行われました。

これらのレビュー結果を総括する包括報告書では、ALPS処理水の放出に関するアプローチと、それに関連する東京電力・原子力規制委員会・日本政府による活動が国際安全基準に合致していると結論付けられています。また、ALPS処理水の放出による人および環境に対する放射線影響は無視できるほどであると結論付けられています。一方で、放出中の活動が関連する国際安全基準と整合しているか、様々なタイミングで再検討される必要があると示されています。このような点を踏まえ、IAEAは放出開始後もALPS処理水の放出の安全性確保にコミットする方針を示しています。

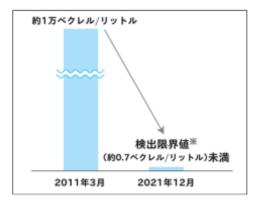
(出典)

- IAEA, "IAEA COMPREHENSIVE REPORT ON THE SAFETY REVIEW OF THE ALPS-TREATED WATER AT THE FUKUSHIMA DAIICHI NUCLEAR POWER STATION" (2023年7月),https://www.iaea.org/sites/default/files/iaea_comprehensive_alps_report.pdf
- 経済産業省ウェブサイト「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」、https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/shirou_alps.html
 に基づき作成

本資料への収録日:2024年3月31日

| 周辺環境の影響低減状況と 廃炉に向けた 地震・津波対策について 取組と進捗 ■周辺海域(南放水口付近)の

海水の放射能濃度(セシウム137)



■耐震、耐津波への対策

緊急時の電源確保 電源喪失時に備え、電源を多様化し、「電源車」・ 「ガスターピン車」なども用意しています。緊急時 には、この車から注水設備に電気を送ります。



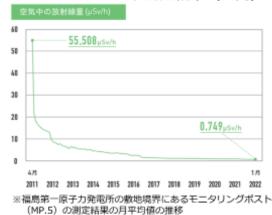




注水訓練の様子

電源車 消防車

■福島第一原子力発電所敷地境界での モニタリングポスト測定結果(西門)



出典:資源エネルギー庁「廃炉の大切な話2022」より作成

津波が到達しない海抜 高台エリアに電源車等 のバックアップ電源や、 消防車等の注水手段を 用意しています。



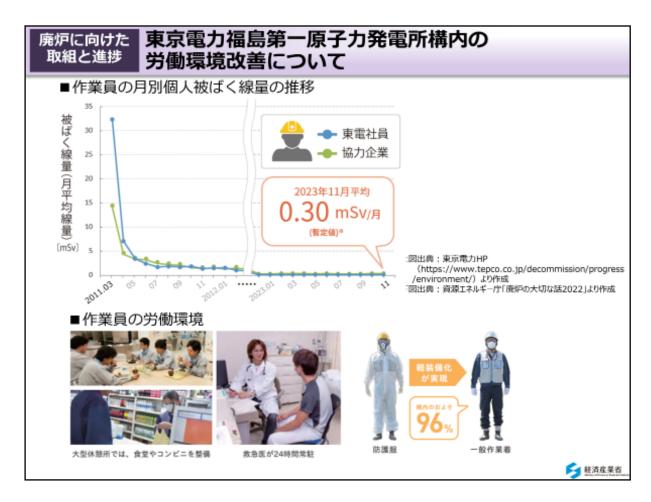
防潮堤(出典:東京電力HPより)



作業中は、作業現場における放射線量の変動を監視していると同時に、発電所の敷 地境界上でも、水と大気の監視を常に行っています。万が一、空間線量率やダストの 放射性物質濃度が異常に上昇した場合に備えて、直ちに通報される体制が整備されて います。

耐震、耐津波への対策として、東日本大震災級の地震が起こったとしても、重要な 建物は倒壊しないことがコンピューター解析により確認されています。また、千島海 溝津波に備えた防潮堤が完成しました(2020年9月)。さらに高い日本海溝津波に備 えた防潮堤設置工事を実施しています。また、万が一に備えて、建屋に津波が侵入し ないよう、建屋開口部の閉塞工事を完了すると共に、津波が到達しない高台のエリア に電源車等のバックアップ電源や、消防車等の注水手段を用意しています。

本資料への収録日:2018年2月28日



東京電力福島第一原子力発電所では、作業時の負荷軽減による安全性と作業性の向上を図るため、ガレキ撤去や斜面、敷地等をモルタルでカバーする等による労働環境の改善を進めた結果、一般作業服等で作業可能なエリアが、2018年6月に、構内面積の約96%に拡大しました。

なお、2018年11月からは、住民の方々が視察する際、1~4号機を俯瞰する高台へ、マスクなし・普段の服装で視察できるようになりました。

労働環境の改善等の取組とともに、被ばく線量の低減も図られています。2023年11月の平均被ばく線量は0.30mSv/月であり、線量限度(100mSv/5年、上巻P171「線量限度の適用」)から算出した値(1.67mSv/月)と比較し、十分低い値となっています。加えて、労働者の安全衛生を確保するために放射線管理だけでなく、熱中症対策、感染症対策など総合的な労働衛生管理が実施されています。また緊急作業従事者等の長期的健康管理が実施されています。

このほか、2015年5月には大型休憩所がオープンし、給食センターで作られた温かい食事の提供やシャワーの利用、コンビニでの買物など、今では一部区域を除き一般の作業現場と変わらない環境での作業が可能となっています。

また、福島第一原子力発電所作業現場の出入りを管理する施設には、万が一の事故に備えて、24時間体制で救急医療を行えるように備えています。また、外部医療施設へ速やかに搬送が必要な場合に備えて、ヘリポートも整備しています。

本資料への収録日:2018年2月28日